平成21年第3回瑞穂市議会定例会会議録(第2号)

平成21年9月14日(月)午前9時開議

諄

議	事	日	程	
	日程第	1	諸般の報告	
	日程第	2	議案第43号	大垣市と瑞穂市との境界変更に伴う課税権の承継に関する協議につい
				τ
	日程第	3	議案第44号	瑞穂市と安八郡安八町との境界変更に伴う課税権の承継に関する協議
				について
	日程第	4	議案第45号	公の施設の設置及び利用に関する協議の変更に関する協議について
	日程第	5	議案第46号	瑞穂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
	日程第	6	議案第47号	瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
	日程第	7	議案第48号	平成20年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
	日程第	8	議案第49号	平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
				いて
	日程第	9	議案第50号	平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に
				ついて
	日程第	10	議案第51号	平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	日程第	11	議案第52号	平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	日程第	12	議案第53号	平成20年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	日程第	13	議案第54号	平成20年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
				いて
	日程第	14	議案第55号	平成20年度瑞穂市下水道(コミュニティ・プラント)事業特別会計歳
				入歳出決算の認定について
	日程第	15	議案第56号	平成20年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
	日程第	16	議案第57号	平成21年度瑞穂市一般会計補正予算(第4号)
	日程第	17	議案第58号	平成21年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
	日程第	18	議案第59号	平成21年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
	日程第	19	議案第60号	平成21年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)
	日程第	20	議案第61号	平成21年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)
	日程第	21	議案第62号	平成21年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
	日程第	22	議案第63号	平成21年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
	日程第	23	議案第64号	平成21年度瑞穂市下水道(コミュニティ・プラント)事業特別会計補

正予算(第1号)

日程第24 議案第65号 平成21年度瑞穂市水道事業会計補正予算(第1号)

日程第25 議案第66号 和解及び損害賠償の額の決定について(牛牧小学校)

日程第26 議案第67号 和解及び損害賠償の額の決定について(市道3-3-211号線)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀			武	2番	土	屋	隆	義
3番	熊	谷	祐	子	4 番	西	畄	_	成
5番	庄	田	昭	人	6 番	森		治	久
7番	棚	橋	敏	明	8番	広	瀬	武	雄
9番	松	野	藤四	凹郎	10番	広	瀬	捨	男
11番	土	田		裕	12番	小	寺		徹
13番	若	井	千	尋	14番	清	水		治
15番	山	田	隆	義	16番	広	瀬	時	男
17番	若	悥	五	朗	18番	星	Ш	睦	枝
19番	藤	橋	礼	治	20番	小	Ш	勝	範

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市	長	堀	;	孝	正	副市長豊田正芸	利
教 育	長	横	山 ·	博	信	企画部長 奥田尚	道
総務部	長	新	田 :	年	_	市民部長兼 巣南庁舎管理部長 伊藤脩 福	祠
福 祉 部	長	石	Ш	秀	夫	都市整備部長福富保	文
調整	監	水!	野:	幸	太 隹	環境水道部長河合	信
会計管理	者	広	瀬 :	幸匹	郎	教育次長 林 鉄 🤻	雄

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

 議会事務局長
 鷲 見 秀 意
 書
 記 清 水 千 尋

 書
 記 棚 瀬 敦 夫

開議の宣告

議長(小川勝範君) これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告

議長(小川勝範君) 日程第1、諸般の報告を行います。

お手元に配付しましたとおり、2件の議案を受理しましたので報告します。

本日、堀市長から、議案第66号和解及び損害賠償の額の決定について(牛牧小学校)と議案 第67号和解及び損害賠償の額の決定について(市道3-3-211号線)が提出されました。

これらについては、後ほど議題としたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第43号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第2、議案第43号大垣市と瑞穂市との境界変更に伴う課税権の承継 に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第44号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第3、議案第44号瑞穂市と安八郡安八町との境界変更に伴う課税権 の承継に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第45号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第4、議案第45号公の施設の設置及び利用に関する協議の変更に関

する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第46号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第5、議案第46号瑞穂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第47号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第6、議案第47号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例に ついてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第48号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第7、議案第48号平成20年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定に ついてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 17番 若園五朗君。

17番(若園五朗君) 議席番号17番、新生クラブ、若園五朗です。

20年度の歳入歳出一般会計の決算の内容についての質疑を行います。

まず一つとして、20年度の決算の中で、義務的経費、資料としまして、20年度の歳入歳出決算事業報告書の6ページ、そして、たまたま私、自分の資料を持っているんですが、19年度の歳入歳出決算事業報告書、20年度の決算事業報告の6ページに義務的経費、投資的経費、その他の経費の大きく枠が三つございまして、堀市政の中で比較してみますと、予算の内訳を見てみますと、義務的経費の人件費、前年度対比を見てみますと2%増、扶助費2%、公債費1%、そして積立金が、平成19年度は8億8,000万、20年度は3億8,000万ということでなっています。そして、20年度の一般会計の予算書を見る中で、人件費です、この資料にはないですけれども、このピンクの20年度当初予算の資料の中の職員数を見てみますと、平成20年度は365人、平成19年度は359人、前年度対比6%増になっております。そうした中で、人件費、扶助費が非常に伸びていることで、今後の財政運営はどのように考えているか。また、今言っている義務的経費の中の人件費を、ラスパイレスを上げたおかげで高くなっていますけれども、その辺の職員の体制、あるいは組織体制の強化、その上がった理由をもうちょっとわかりやすく述べてほしいのと、今後どう取り組むかということをお尋ねしたいと思います。

2番目、財産に関する調書で、歳入決算附属調書の中の最後の方に、ページとして251ページ、20年度の瑞穂市の歳入歳出決算附属書類の251ページ、その中に、財産の中には普通財産と山林、その他あるわけですが、その中で、その他の財産が4万2,609平米、前年度は4万1,795平米ということで、その差額がまだまだ土地の有効利用及び運用がされていないというのが現状でございます。土地調査特別委員会においても、非常に回数を重ねているんですが、なかなか内容が詰められないということですけれども、この辺の最終的な市長の判断ですけれども、どのように有効利用、あるいは処分していくかについて、具体的に確認したいと思います。

3番目として、不用額につきましてお尋ねしたいと思います。

資料としまして、20年度のピンク色ですけれども、瑞穂市の歳入歳出決算附属書類の124ページ。

20年度の決算を見てみますと、不用額が一番大きく突出で伸びているのが124ページの公園事業でございます。 1億4,000万円予算を組んでいる中で、実際には9,300万円も不用額を出しているというような状況でございます。その中には、市長のマニフェスト、そして瑞穂市の全体計画の公園の整備計画ということでございますけれども、国の施策の中で近隣公園、あるいは都市公園、あるいは児童公園という位置づけの中で、もっとわかりやすく、地区公園なり、あるいは整備計画にあわせてうまく国の予算、例えば交付税に算入されるような都市公園整備、2,500平米以上設けると都市公園整備というような構想もあるようですが、そこら辺の、総務部長、あるいは市長の考え方、国の施策にあわせて、またあるところによりますと、公園は必

要ないというような市民とか、あるいは議会の中でもそういう話を聞いていますけれども、そうした中で予算を組んでおきながら不用額を出している。新たな今回は民主党という政権になっていくわけですが、そういう仕組みの中で、都市整備の考え方、あるいは不用額をなぜこうも出したか、その辺も考え方をお伺いしたいと思います。公園整備にするんだったら、交付税に算入される方法でもうちょっと検討してほしいということも含めて確認しておきたいと思います。

次に4番目として、借地料でございますけれども、この言い方はちょっと悪いんですが、旧 巣南、旧穂積と比較して見ますと、旧巣南地区では5万4,000平米、そして旧穂積においては 1万6,400平米という借地の面積がございます。それのお金の、市から要するに借地料を払っ ているんですけれども、巣南の方では2,500万円支払っている。また、穂積町の方では3,700万 円払っているということで、旧穂積においては面積が小さいのに支払いの方は多い。巣南の方 は2,500万円ということになっています。そうした中で、税の歳入としては、巣南の方は1,136 万1,000円、あるいは穂積町の方では税金として入ってくるのは629万9,000円というような数 字も把握しておるわけですが、そうした中で、瑞穂市の今言っている土地の未利用地、あるい は借地も非常に大きい面積がございます。この対策について、いつも決算のときにこの話題を 私はいつも出すんですけれども、本当に早く買い取り、あるいは具体的な処分方法、買い取り なり次の施策についてお伺いしたいと思います。

もう一つですけれども、一般会計の歳入を見てみますと、20年度の一般会計へ繰り入れておる金は、トータルしてみますと8億5,000万円、国保会計、後期高齢、老人保健、下水道、農業集落、コミュニティ・プラントとあるんですけれども、それに対して19年度は7億3,000万ということで、その対比を見てみますと、20年度の決算の方が1億2,000万多くなっていると。その中で、多く支出しておるのは国保でございます。後期高齢者医療制度の会計の切りかえの件とかいろいろございますけれども、非常に国保会計が伸びていることも事実でございますので、その中にいろいろ問題点がございます。収納率が悪い、不納欠損があるということでございますが、特別会計への繰り入れの中で、1億2,000万もふえている中の問題点、あるいはどこをどう施策するか。そこら辺を確認していきたいと思います。

以上で終わります。

議長(小川勝範君) 奥田企画部長。

企画部長(奥田尚道君) それでは、今の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、1番目の20年度の義務的経費に関してでございます。

19年度と比較して、例えば人件費等2%増であるというようなことで、職員数についても 359人が365人にふえているというようなお話でございました。この義務的経費は、お手元に配 付してございます資料に書いてございますように、要は経常経費の内訳的なものになりまして、 例えば20年度の事業報告書の資料の2ページの一番下の方に人件費が18.1%ということで書いてございます。それで、ふえた要因はということでございますが、私どもの方が分析しておりますのは、人件費で、まず一つ上げられますのは、消防職員を40名から70名にということでふやしております。これは、毎年8名ほどふやしておりまして、そういった職員の増、あるいは保育所の関係で、御承知のように、瑞穂市は保育を必要とする人口がふえておるということで、保育所の職員、人件費ですといわゆる正職員になりますが、正職員がふえていると。一般行政職については、国の定員管理の関係もございまして減らしておるわけでございますが、そういったところで増が見てとれると。それから、あと経費的には、20年度、20年2月1日に機構改革を行いまして、それに伴う給与体系の見直しということで、6級制を7級制に改めさせていただきました。これは21年1月1日の、20年度の給与の支払いの関係でふえております。そういったことで増加を見ているというふうに分析をしておるところでございます。

それから扶助費については、一番多いのは、やはり中学生まで医療費を無料化にしている関係上、当初 1 億ちょっとでと考えておったんですが、はね返りというか、いわゆる支払基金の方から来る分も市が負担するということで細かく清算をされて請求が来ておりまして、それらの国保会計の増額と、それから先ほど申しましたように、子供さんが予想以上にふえているということでございます。それから生活保護等の増嵩も多少見られるということでございます。

それから公債費については、既に御説明を何度もしていますように、ちょうど23年が公債の返済のピークに達していくわけでございますが、徐々に合併特例債を起こしている返還が来ておりますので、徐々にふえております。ただ、この公債費がふえる一方では、70%が交付税の方に算入されておりますので、交付税の増額にもつながっているという側面もございます。そういったのが義務的経費に見られる兆候と考えるところでございます。

あと、私どもの関係の方で、五つ目の歳入の中の繰入金の関係があると思います。繰入金は、19年度は7億3,000万円で、20年度が8億5,000万円であったがということでございますが、繰入金は、ページで申し上げますと、この資料の14ページに書いてあるわけでございますが、特別会計繰入金と基金繰入金というような形になっております。それぞれ14ページを見ていただきますと、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金、公共施設整備基金繰入金というふうになっておりますが、これは、19年度でも同じような明細がついておるわけでございますが、この中身を見ていただきますと、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金、いわゆる財政運営上、ここから貯金を崩して運用している関係上ふえていますし、この減債基金繰入金というのは、一定額を超えると4億円ずつ繰り入れすることになっていますので、これは起債の償還が平準化するように4億円ずつふえておりますし、その他公共施設の整備基金の繰入金ということで、20年度は4億円計上しまして、14ページに内訳が書いてございますので、どの事業に充当したかというのが一目瞭然でわかるようになってございますが、19年度よりふえているということは、

事業を実施したということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

あと、財産関係については、公園の不用額が、あとまた都市整備部長の方からお答えさせていただきますので、よろしくお願いします。

議長(小川勝範君) 新田総務部長。

総務部長(新田年一君) お尋ねの財産管理の件につきましては、議員御指摘のとおり、土地 財産調査特別委員会においても、これまで引き続いてずうっと鋭意協議をしていただいており ますので、普通財産の有効活用については、特別委員会の御意見を賜りながら、今後有効な活 用を図っていきたいというふうに思っております。

それから、次の総務の方で関係いたします借地料、賃貸借の関係ですが、行政財産も含めまして、公園等借り入れをしている物件があるわけですが、総務の方で財産として借り入れをしております庁舎周辺の用地につきましては、駐車場という形で現在借り入れ、あるいは総合センター等で借地という形で借り入れをしておりますけれど、これの解決といいますか、早期に買い取りができる、御理解がいただける物件については予算化をしておりますし、今後とも引き続いて相手方とそうした形の折衝をするというか、買い取りも含めて進めていく必要があるかなあというふうに思っております。以上でございます。

議長(小川勝範君) 福冨都市整備部長。

都市整備部長(福冨保文君) ただいま御質問のありました公園費の関係でございますが、平成20年度工事請負費として9,148万程度の不用額が出ております。これにつきましては、普通財産として未利用地がまだ市内にはたくさんあります。この土地利用を図るために公園化をしようということで、予算化を当初させていただきました。ところが、パブリックコメントと申しますか、地域の合意が得られなかったということで、2ヵ所を当初予定しておりましたが、この工事ができませんでした。これによって不用額となっております。都市計画上、3%程度の公園が地域に必要ですので、こういうものについて、住みよいまちづくりのために、今後地域調整を含めて調整をしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 若園五朗君。

17番(若園五朗君) 先ほど言いました繰入金については、基金じゃなくて、あくまでも特別会計の繰り入れの件でございます。その中で、特別会計の国保が一番、前年度対比1億2,000万ということで繰り入れておるということですので、その辺の、今回後期高齢者医療の切りかえ等、あるいは老人保健等の切りかえ等があったんですけれども、まだ別の要素があるように私は考えていますが、執行部としての考え方、その辺を再度確認したいと思います。できれば市民部長の方が内容がわかるかと思いますので、失礼ですが、それは議長指名ですけれ

ども、そういうようなことです。

そして、1番目に答弁がありました義務的経費の中の人件費、物件費の中の内容ですけれども、職員数が、20年度の決算書を見ますと365名、19年度は359名、対比を見てみますと6人増なんですけれども、確かに人件費としては2%伸びているんですけど、瑞穂市の将来を考えた場合、いろいろといつも議論しています保育所の職員、あるいは今言っている民営化等の問題についての、長期的な義務的経費を伸ばさない方法、それはいろいろあると思います。けさの岐阜新聞によりますと、民主党も国の国家公務員を1兆円削減するような計画も持っているようですので、それも含めて、どこの会社でもそうですが、人件費が一番大きいんでございますので、その辺の長期的な考え方、市長はどんなふうに考えてみえるか、確認したいと思います。そして、借地料ですけれども、両方足しても年間6,200万という借地料を出していますけれども、その辺の今後の対策をどうするか。面積にしても、その借地については2万1,800平米ございますので、その考え方についてお願いしたいと思います。

あと、都市整備部長から言われましたパブリックコメント等の調整ができなくて、公園が整備できなかったということですけれども、今後、その施策を推進していくならば、交付税に算入する手だて、例えば今言っている都市公園2,500平米以上については算入できる制度はないか。そこら辺、企画部長に確認したいと思うんですが、単独でやるんじゃなくて、国の施策でのれば交付税に算入されるような施策もあるようですが、その考え方についてお尋ねしたいと思います。

もう一つ、総務部長にお伺いした財産に関する調査については、土地財産調査特別委員会では詰めながら、今13回やっていますが、なかなか執行部の総合的な調整、事務的にすごく、失礼ですが、遅過ぎるというのが委員会で結論が出ています。きょうこの席で言うのもなんですが、ある程度の特別委員会でいろいろ施策については四つの方法というので考えていますので、今言っている売買、あるいは隣地、あるいは自治会へ払い下げ、あるいはその他利用、あるいはその他利用できんやつはそのままというような、総合計画にのっていればあわせて整備するというような計画を4本柱で持っていますが、なかなか事務的に資料が出ないとか、わからんとか、そういうのが多うございますので、スムーズに、前年度対比を見た場合でも、ある程度財産の有効利用をスピーディーにやっていただきたいと思いますので、市長の答弁をお願いしたいと思います。以上です。

議長(小川勝範君) 市長 堀孝正君。

市長(堀 孝正君) 若園議員の御質問で、人件費の関係で私の方からお答えをさせていただきます。

合併というのは一つの行革ということでしたわけでございますが、職員数がふえておるのは、 この瑞穂市だけだと思います。なぜかといいますと、それは消防を単独でいく、そういう形で 決定されて、46人が70人体制と、こういうことになったわけです。これは、さきの議会で皆さん方がお決めになったことでございます。私はそのときに、そういうことだからだめだということを議員のときに申し上げたところでございます。人件費が年間、確実に2億円上がるのは、これはいたし方のないことでございます。そういうところでございます。合併して職員がふえておるのは瑞穂市だけでございます。そのことを若園議員もよく御認識をいただいていると思います。

借地料の問題でございます。

先ほど、旧巣南と穂積の関係がございました。巣南の方は5万4,000、そして旧穂積の方が1万6,000で、約7万平米でございます。その賃料の内訳が5万4,000の方が2,700万円、そして1万6,000平米の方が3,500万、税の収入におきましては、2,700万払っております方が約1,100万の税として入っております。そして、3,500万払っておる方が約700万円、こういう状況でございます。このことにおきましては、土地財産調査特別委員会におきまして御協議いただいておりますが、市としましては、買い受けができるものは極力買い求めていきたいということでお願いをしておるところでございます。これは順次進めていきたいと思っております。また、その他の土地におきましても、先ほど都市整備部長が申し上げました。この瑞穂周辺におきましては、都市計画区域の中に多く持っております。できる限り、3%に近い小公園、中公園ということで、公園整備を進めてまいりたいと、このように思っておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、私の答弁とさせていただきます。

議長(小川勝範君) 伊藤市民部長。

市民部長兼巣南庁舎管理部長(伊藤脩祠君) それでは、ただいま特別会計の繰り出しの状況 等ということでございますので、特に市民部といたしましては、お手元の報告書33ページに国保の特別会計繰出金ということで2億8,254万6,000円繰り出しをいただいております。さらに、37ページ、老人福祉費ですが、9番目に後期高齢者特別会計の繰出金ということで6,029万2,000円、10番目に老人保健事業特別会計で6,197万円、トータルで4億400万強繰り出しをちょうだいしております。

この内容なんですが、ちょっと一般会計では見にくいので、国保会計の報告書で御説明させていただきたいと思いますが、83ページです。お手元にありましたらごらんいただきたいと思いますが、他会計繰入金ということで一般会計繰入金、その中に内容を表示させていただいておりますが、保険基盤安定の繰入金、職員給与の繰入金、出産育児等の繰入金、さらに財政安定化の支援事業繰入金、これはすべて医療費の実績に基づくものでありまして、一般会計の歳入の方に、国、県で基盤安定負担金ということで、国の方から一般会計に収入されております。それを市の持ち出し分とあわせて繰り出しをさせていただいておる部分と、さらに地方交付税

の基準財政需要額の中に保健衛生費ということで算入されている部分があります。これは、すべて財源を伴った形で措置されたものを一般会計で受けたものを特別会計に繰り出しているというものでございまして、財源が不足するから繰り入れたというものでもないように思われます。これは、すべて財源がついているというふうに考えております。

それと、その中にその他の一般会計繰入金というのも5,700万ほどありますが、これは、国保の方で特定健診をやりなさいよということで、一般会計で今まで見ていた基本検診が国保の特定健診に切りかわった、それに類するもの。さらに、単独で行っている福祉医療費の波及増分、それらに係る分を算定しまして、繰入金としていただいておるものでありまして、おおむねすべてが財源を伴って、さらにすべて国保会計に帰属するものであるということで繰り入れをさせていただいております。ちなみに、今年度は2億8,254万6,000円ちょうだいしておりますが、19年度におきましては2億5,800万ということで、3,000万弱の増ということでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 若園五朗君。

17番(若園五朗君) 都市公園の整備についての、要するに交付税に算入される方法はないか、その辺のことを確認したいんですが、企画部長か総務部長で答弁をお願いしたいと思います。

もう一つ、公園を整備していくためには、都市公園、近隣公園という手法がありますけれど も、単独で公園をつくるんじゃなくて、国の施策で交付税算入される方法はないか。財政面は どうかという確認をしておきます。

議長(小川勝範君) 市長 堀孝正君。

市長(堀 孝正君) その件につきましてお答えをさせていただきます。

実は、本来でございますと、この9月議会に旧穂積地域におきまして、4ヵ所ほど公園の整備等々も含めまして提案をしたいと思っておりましたけれども、今若園議員の御指摘にありますように、やはり都市公園でございます、何か国の補助政策がないかというところから、今いるんな県との調整、そして同じ借り入れした場合、より有利な交付税算入ができないか。そういうやり方で整備ができないかということで、向こうと協議をいたしておるところでございます。そういったことが調ってまいりましたら、12月の議会に御提案を申し上げたい、このように思っておるところでございます。よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 若園五朗君。

17番(若園五朗君) 御回答ありがとうございました。

先ほど、人件費の中で市長が言われました消防署を単独消防に切りかえて、70名に職員がふ

えたということも、私たち議会の方で通したということで理解していますけれども、将来、瑞穂市はどんどんこの状態で人口がふえるならば、保育所の施設整備、あるいは民営化も含めて、ある程度の、現職員を抱えるんじゃなくて、また別の方法で含めた施策の中でなるべく人件費を伸ばさない方法の構想をお願いしていきたいというふうに考えています。

多くの質問の内容について、いろいろと回答いただきましたことについてまたいろいろとお願いというか、前向きに進めていただきたいと思います。大変回答ありがとうございました。 議長(小川勝範君) ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 3番 熊谷祐子君。

3番(熊谷祐子君) 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

私は、平成20年度の決算につきまして、3点総括質疑をさせていただきます。

1点は、ホームページの内容と経費について。二つ目は、農産物直売所実験委託料と、今後、市として財政的にどのようにかかわるかという点について。3番目は、自治会長報償費について、条例化されていないお金が毎年1,400万出ているという件について。以上、3点でございます。

まずここでは、ホームページについて御質問させていただきます。

ホームページは、平成20年10月1日からリニューアルされました。以前に比べますと、大変情報量も多く、見やすくなったと思いますが、他の市町も同じように頑張っているわけですから、離されていくばかり。クリックすれば、今は全国どこのでも見られるわけで、差はますます開いていくのを大変瑞穂市の議員として寂しく、また市民からも苦情が出ております。よくなった点は財政関係で、財政の状況が通年度で報告されております。現在これが19年度までになっていますが、財政課の大変な御努力だと思います。20年度も決算が固まりましたら続けていただきたいと思います。また、市民の要望に従いまして、市長の部屋のあいさつ、動静がわかるようになりました。これも大変便利かと思います。市長が北海道に子供たちの教育について出張されたことなどは、あそこを見るまでは全く知りませんでした。

よい点はありますが、全体としまして、平成20年度、725万円使われております。リニューアル料と更新作業費です。725万円に見合う成果を上げたかということです。年間725万円を給与に換算しますと、ボーナスも含んで1ヵ月の給料が44万円という計算が出ます。市民は、目ざとくこれを見つけまして、1人雇ってくれれば、こんなにもらわなくても自分はリニューアルし、更新ももっと頻繁にできるということを言う人もいます。1ヵ月、1人44万円の給料分を出したのに見合う725万円ではないと、やっぱり市民も思っているようです。

依然として情報量は少なく、また更新が遅く、それから各課で途中から更新できるようになったわけですが、これがトップページに出てこないもんですから、各課をトンネルの中を探る

ようにしていかなければわからない状態になっております。まず、こういうことは何度も申し上げてきましたが改善されませんので、この席をおかりしまして、七つほど、ちょっと細かくなりますが、内容について申し上げます。

まず、トップページですが、これはアクセス数が毎月1万5,000件前後あります。これは、1日500件、瑞穂市のトップページは見られているということです。内容を見ますと、トップページは大きく真ん中が三つに分かれていまして、一番上に防災情報、中段に注目情報、下段になってやっと新着情報というふうになりますが、上段の防災情報は、インフルエンザ情報が5項目ありまして、ほぼここ1ヵ月分ですが、これだけ細かく一番目立つところに出す必要があるのかと。つまり、最新のだけにすれば、スペース的にほかの情報が載せられるということですね。中段の注目情報は9項目ありますが、9項目めは平成20年12月のものです。防災ラジオの販売について、つまり9ヵ月ぐらい前の情報ということになります。更新が遅いというか、情報が古いということです。下段の新着情報は3項目ありますが、これはずうっとクリックしないと見えないわけです、最初に開いたところでは、新着情報が。新着情報が3項目ありまして、下二つは、何と平成20年の10月1日のが出てまいります。三つしかなくて、二つは平成20年10月1日。そのうちの一つは、ホームページがリニューアルされました。もう一つは、平成20年から医療費が変わりましたというのがまだ出ておりますが、現在平成21年のもう9月でございます。このように、トップページの3段、これはぜひ改善していただきたいと思います。1年前のが新着情報といえるでしょうか。

また、右上に画像が一つだけ出ますが、これが現在7月31日の相撲大会です。これにしましても、昨年は1月の成人式が半年後まで出ていましたから、ずうっと改善されたわけで、担当の職員の方々の御努力は、昨年よりはずっとあるということを一言申し上げておきます。

また、右上の2、クリックに関係ないカレンダーが毎月出ていますが、これで大幅にスペースをとっております。クリックのできないカレンダーというのは一体何のために出ているのかわかりません。

また、個別の問題をいいますと、8月30日の選挙について何の記事も出ませんでした。期日前投票、不在者投票が出なかったものですから申し上げますと、翌日ようやく出ましたが、8月24日になって出た状態です。これは、私は一般質問で投票率のアップについて申し上げますので、ここでは詳しく申し上げませんが、行政として非常に重大な施策についても全く何も出ていないという状態でした。

また、各項目についてのアクセス数で一番多いのは暮らしですが、これもお伝えしてありますが、担当の課に。自治会名が全くありません。瑞穂市のように、転入者が県下一番多い、また、新しい自治会が一つでしょうか、二つでしょうか、犀川の堤外地にできたはずですが、こういうことも市民に知らせるべきではないでしょうか。

2番目に多い項目は教育です。毎月1,000前後のアクセス数がありますが、ここを開きましても、依然として市民活動団体の情報、つまり名前ですね。それから、活動日などが全くない状態です。

また、市の統計が市の概要の中に入っていますが、これも市民の人から、統計の中身を聞かれて、一体統計はどこにあるのかしらとさんざん探しまして、わからなくて、その人に聞きましたら、概要の中にありますということで驚きましたが、市の統計の細かい一つ一つは概要ではないのではないでしょうか。見つける人は非常に見つけにくいと思います。

決算というのは、予算を執行し、どのような成果を上げたかを示す成果報告書であると、議員必携に書かれております。その予算に応じた行政効果、経済効果があったかどうかが審査されなければならない。決算審査は、後年度の予算編成や行財政運営の改善に役立てる重要な意味があるというふうに議員必携に書かれております。この観点から、今、一つ目、ホームページのリニューアルにかける費用とそれに見合った内容を今後もしていただきたいということで、市の御見解を伺いたいと思います。

以後、二つは自席で質問させていただきます。

議長(小川勝範君) 奥田企画部長。

企画部長(奥田尚道君) それでは、熊谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

お手元に配付してございます事業報告書の22ページ、文書広報費ということで、公式ホームページによる広報ということで掲載してございます。ホームページ更新作業委託が74万6,000円、ホームページリニューアル作成業務委託が651万、この合計が、先ほど言われた金額になるかと思います。ただ、このリニューアル作成業務委託というのは単年度のものでございまして、毎年毎年これが発生するわけでございません。御承知のように、この議会でもホームページが見にくいということで、予算をつけていただきまして実施した、この経費が651万円。当初予算、900万円ほど組んだはずでございましたんですが、入札によって、これは入札というよりも、プロポーザル方式で、いろんな会社から提案をいただきまして、職員が検討して、これならいいだろうということで選択したのが、この経費で済んだということでございまして、これは毎年毎年発生するわけでございませんので、まず御理解を賜りたいと思います。

内容についてでございますが、ある意味、ホームページの形というのは、雑誌と同じようなものです。観念的に要素もありますし、あるいは主観的な見やすさとか、そういった面もあろうかと思いますが、とりあえずリニューアルのときには職員が集まって検討した結果、ここの会社のが扱いやすいだろう。それから職員にとっても管理がしやすいだろうということで選択をさせていただきましたので、御理解を賜りたいと思います。

それで、いろいろ御指摘がございましたように、進んだ面、それから、まだおくれている面 もございます。ある意味、これは皆様方とともにつくり上げていくということでございますの で、例えば市の広報紙を出して、4月から各課がわからないということで、各課紹介といったページをつくったらどうかというような御提案をいただきまして、ことし4月からやっていますように、このホームページについても、皆様からの見にくいとか見やすいとか、そういった御意見を集約してつくり上げてまいる媒体でございますから、今のような建設的な御意見をいただければ、それに伴って直していけばいいものだと思います。

それで、御指摘がありました古いデータが載っているというのは、うちの場合、更新日の表示をしていますので、あからさまになっていますけれども、中には更新日を入れない団体もあるわけです、細かな記事については。そこについてはずうっと載っているということで。例えばラジオの販売をしているということについては、これは古いデータであっても何ら問題はない価格でお分けしておりますので、それはそれでいいんじゃないかと思うんですが、例えば逐一毎月の販売状況等を知らせてほしいということになれば、それは毎月更新することも可能ですけれども、そこまでには至らないデータについては、やはり職員が勤務の中で内容を変えていきますので、そこまでに至らない場合についてはそのままになっている面もございます。ですから、見やすいとか見にくいとか、そういった面について、いろいろ御提案をいただければ、それを参考に委託業者と話し合ってやっていきたいと思っていますし、将来的には動画を載せたらどうかということで、動画についても検討しているところでございますので、このホームページについては、これが最後という形じゃなくて、絶えず変化をしながらつくり上げていく媒体であるということだけ御理解を賜りまして、答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 熊谷祐子君。

3番(熊谷祐子君) ホームページにつきましては、会社をどこにしたから格段によくなるとか、委託費は高いからよくなるとか、それから今度動画のハードウエアを補正で買うということですが、ハードをよくしたからよくなるという、必ずしもそういう単純なものではなくて、どれだけ市政全般に目配りをし、市民に向かって情報を届けるかの姿勢がなければ、やはりホームページというのはサービス精神、どこの市もホームページを見れば情報公開のサービス精神がわかるというぐらいの、姿勢がわかるというぐらいのものですから、ぜひ毎年予算をつけるわけですから、そういう目配りのできる、サービス精神のある、そういう人の問題かとも思いますので、そういう点も含めて、来年度から楽しみにしていますので、ぜひ改善していただきたいと思います。

2点目に、農産物直売所実験委託料687万2,000円をこの年は使ったわけですが、これは33ページの事業報告書にそのお金が出ています。これの実験研究委員会中間報告書がホームページに立派に出されておりまして、大変わかりやすくてありがたいと思いますが、ここを読みますと、これを維持していくためには、収入が年に2,000万円は欲しいと。収入2,000万円上げるた

めには、売り上げが2億円なければならないと。消費税5%も加えると、それ以上必要だと。 9ヵ月の売り上げは、直売所の実験が始まって中間報告が出るまでに9ヵ月あったんだと思い ますが、1,000万円の売り上げしかないと。そういう現状ながら、現在の地産地消とか、日本 の農業の現状とかを見ると、意義が大変あることであると。また、瑞穂市は人口がふえつつあ るので、需要の見込みはあるだろうと、この中間報告では予想されています。JAに委託する のがいいんじゃないかというような結論も出ておりますが、これは来月でしょうか、審議会が 答申するわけですが、この諮問内容を見ますと、2点、今後設置するのかどうかの有無と、二 つ目、独立採算が可能かどうかと、この二つが諮問されております。来年度のこの農産物直売 所にどのような予算がつくかという判断が迫られるわけですが、平成21年度の予算も503万 6,000円となっております。1年目は687万、およそ700万ですが、700万あったのは立ち上げで すからいろいろなものが必要であったとしても、翌年の平成21年度も500万、200万少ないだけ ですので、2年間で実験段階で1,200万使ったことになりますが、来年度からの予算をつける 場合に、この諮問の二つ目、独立採算が可能かどうかと。もう一回申し上げますが、中間報告 では、収入を2,000万円上げるために売り上げが2億円、9ヵ月では1,000万円の売り上げしか ないと。大変難しい状況だと書きながら、意義と需要の見込みは非常にあるということで続け た方がいいんじゃないかというような中間報告が出ておりますが、来年度に向けて、基本的に 独立採算制の可能性と、市がこれだけの補助を出すかどうかということについて御見解を伺い たいと思います。

議長(小川勝範君) 福冨都市整備部長。

都市整備部長(福富保文君) ただいまの熊谷議員の御質問ですが、農産物販売所につきましては、昨年の9月6日から開設をしております。土・日の開催ということで昨年は開催しております。この4月からは、月曜日と火曜日を除いた5日間運営をしております。先ほど御指摘のように、農業振興の一環として、また地産地消の推進ということで、今実験をしております。結果的には、農産物販売所の審議会を設けてございますので、こちらの方へ諮問しておりますが、年内には答申を受けて、今後の方針を決めたいと思っておりますので、これで答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 熊谷祐子君。

3番(熊谷祐子君) 答申を受けてということですが、審議会には農業の当事者が多く入っているわけですね。合併した巣南と穂積、元2町を比べてみますと、当事者はやはり巣南の農業関係者が多い。だから、穂積の人は要らないというわけではありません。穂積の人は、もっと穂積の近くでやってほしいという声もありますけれど、これだけの決算上浮かび上がっている財政的負担もきちんと考慮して、独立採算ができるかどうか。財政負担、市が出し続けること

のないような御判断をお願いしたいと思います。

3点目、自治会長報償費、これが24ページにありますが、自治会長報償費が1,416万7,000円、 年間に出ております。33ページです、失礼しました。

合併して6年たつわけですが、6年間で8,400万円、もうちょっとたつと1億円出していくわけですが、問題は、これが全く条例化されていないわけです。そのページにありますほかの自治会に対する連合会補助金、自治会活動振興交付金、事務取扱交付金、これは全部、条例上、位置づけられておりますが、一番上の自治会長報償費だけは、条例上、位置づけられておりません。自治会長さん個人の通帳に入ると伺っております。

お聞きしたいことは、これは条例化するには問題があるのでしょうか。できないということなのでしょうか。これは、前から申し上げているわけですが、なぜ条例化されないのか。条例上、位置づけられないお金が1,400万ずつ毎年出るというのは問題ではないかと思うわけですが、まずこれをお聞きします。

なお、条例化できない立派な理由があるのでしたら、自治会への補助金にして、他の役職と同じように、自治会からお礼を受け取るというふうにしても何ら問題はないと思うのですが、なぜそういうふうにならないのか。または、代案を一生懸命考えるわけですが、自治会に対して、今のような時代では、委託にしたらどうかと、全面的に委託費として、自治会の仕事、特に会長さんの仕事は大変な量があるわけですから、もっと透明にして、委託をするという考え方もあると思うのですが、代案の二つも含めて3点お聞きいたします。

議長(小川勝範君) 新田総務部長。

総務部長(新田年一君) 熊谷議員の自治会に関する御質問ですが、まず御存じだと思いますが、合併以前に当時は町内会長という名称でしたが、町内会に関する規則というものがございました。これにつきましては、内部具体的な要件といいますか、そのとき審議された項目を承知しておりませんが、要するに地方自治法におきます地域での任意団体でありますが、公的な団体でもあります自治会が自治事務に当たるのかどうかというところも検討する必要があると思いますし、もう一つは、人件費で報償費で支払うには、一般職、あるいは非常勤特別職に該当する者ということに限定されてくると思いますが、自治会長さんが、この特別職に該当するのかどうかというところも十分検討する必要があると思います。こうしたことから、現在は予算の範囲内で自治会長さんに対する報償費、報いるということで、人件費以外で報償費をお支払いしているというのが現状でございます。

関連して、個人に払うのではなくて、団体に直接支払うべきではないかというようなことで ございますが、これにつきましては、現実、直接自治会に団体の口座に振り込んでおります自 治会もございます。自治会長さんの希望により、団体にお支払いしているところもありますが、 市としては、年間、数は少ないんですけれど、行政からお願いする自治会に対するお願い事項 等、会議に出ていただいたりとか、行政の情報、あるいは業務等伝達、あるいは協力をしていただくというようなことで、市の方からお支払いをしているということでありまして、これが100%自治会の活動に対する報償費であるというわけでは当然ありません。自治会からも相当の額が、適正な額がお支払いをされているというような、調査をしたことはありませんけれど、市からの報償費以外に受け取ってみえるのが現実だと思います。こうした自治会の業務の任務といいますが、役割を考えますと、果たして市から委託するということがどうかなと疑問を抱きますので、広報を配布していただいている事務につきましては、取扱交付金という形で配布手数料をお支払いしているというのが現状でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 熊谷祐子君。

3番(熊谷祐子君) ほぼ現状の御説明を受けただけで、問題点と今後についてはお答えいただけませんでしたので、今後もこの状態がまた何年も続くのかなと思うわけですが、ただいまの御答弁の中に、市から個人に支払われる以外に、自治会からもお礼ですね、手当といいますか、受けているところもあると。または、自治会の通帳の中に入れてくださいと言っている自治会長さんも見えるということですが、これの問題点というのを、自治会に自治会長会議とかで説明したことはあるんでしょうか。自治会長さんだけは個人の通帳に入ってしまうということですね。そして、実際はこのように、自治会長の手当についてはいろいろなやり方を自治会でされていると。そういう情報の説明を自治会長会議できちんと説明したことはあるのでしょうか。

議長(小川勝範君) 新田総務部長。

総務部長(新田年一君) 問題点をお示しして、自治会長会議に御説明したというのは、私が担当したここ二、三年の間ではございません。年度初めの自治会長会議の席上で、振り込み先といいますか、お支払い先の口座番号を照会した時点で質問はございました。それについては、先ほど言いましたように、市からお願いをする業務について報償費としてお支払いをしているというような趣旨をお話ししまして、それを自治会の会計に計上されて、それからまた個人的に受け取ってみえるという自治会もあるようでして、その会計上の取り扱いについては各自治会にお任せをしたというようなことでございます。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 熊谷祐子君。

3番(熊谷祐子君) もうちょっと質問を狭めますが、条例化されないお金の流れが毎年毎年 1,400万円ずつあるという点について問題点があると思うのか、全くないと思われているのか をまずお聞きします。

もう1点は、自治会からも支払われている団体もあると、一方、自治会の通帳に入れてくれ

と言っている自治会長さんも見えると。大変究極のやり方だと思うんですが、一般市民は、自治会長の個人の通帳にお金が支払われているというのを知らない人が多くて、私議員になって初めて知りまして、ちょっとそれを人に言いますと、副自治会長さんや会計さんはみんな手当をもらっているのに、自治会長さんは全くのボランティアでやっていると思って、ありがたい話だなと思っていたと。だから、知らない人が多いということは、やっぱりまずいんじゃないかと思うんですが、その2点、条例化されないお金がある。金額については条例に明記しなくても、毎年市の予算内で金額を決めるというのもほかにありますので、そういう条例が。それだって構わないわけですが、そういうのすらないというお金が毎年1,400万ずつ。それも市民の一番身近なところで出ているわけですね、最前線で。これに問題点があると思われるのか、全くないと思われるのか。それから、市民に広くきちんと支払われているということを知らせる説明責任があるんじゃないかと、この2点をお答えください。

議長(小川勝範君) 新田総務部長。

総務部長(新田年一君) まず、自治会長さんの報償費ですけれど、条例化の問題ですが、例 規の部分では他の自治会活動交付金と同じように要綱を制定して、要綱は皆さん方も見ていただけますし、市の例規の中にも記載をしております。 こうした中で予算化をしているということでありまして、条例、あるいは規則には法制化がされていないというような現状でございます。 内容につきまして、先ほど答弁させていただきましたが、市からお願いする業務について、自治会長さんに報償費としてお支払いをしているというような立場でありまして、この内容を皆さんに広く公開するかどうかというのは、一般会計の中で予算執行しておりますので、特段、問題はないと思いますし、税の関係上も自治会長さんの個人の給与所得と同じような取り扱いということで、税の方へも源泉徴収はさせていただいて、支払いをさせていただいているということですので、ほかにもそうしたことを、若干問い合わせをしていただいたところもありますので、自治会長さん本人にとりあえずお知らせをして、この部分については地元へ戻っていただいて、説明をしていただくという形をまずとっていきたいというふうに思っております。議長(小川勝範君) 市長 堀孝正君。

市長(堀 孝正君) 総務部長が答えておりますので、所管で責任を持っております。そちらの方から答えさせていただいているので、私が答えることではないと思っておったところでございます。

事実、このことについては、私の方に何ら一般市民からのそういう苦情とか、いろんな問い合わせとかは全く聞いておりません。ですから、何ら支障はないと、このように考えておりまして、こういうふうで進めておるところでございます。その点も御理解をいただきまして、よるしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 熊谷祐子君。

3番(熊谷祐子君) 瑞穂市は、巣南と穂積が合併しているわけですが、巣南と穂積について、 自治会と区のあり方がちょっと違っていまして、巣南は区と自治会が全く一緒ですね。穂積は 区長さんと自治会長さんは別のところがあるということですから、ちょっとそこの現状しか知 らないというか、体験していない方には、穂積の問題点というのは認識しにくいかと思うんで すが、先ほど新田部長が、自治会長さんに市からお願いする業務がありますので自治会長さん への報償費ということですという御説明がありましたが、自治会長さんに個人的にお願いして いるわけではなくて、自治会長さんとしてお願いしているわけです。したがって、事務取扱交 付金、広報配布世帯なんていうのは、自治会長さんの仕切りのもとに班長さんがやっていると ころが多いので、班長さんにこのお金がいっているわけですね。だから、個人に仕事をお願い しているということではないと思いますが。ほかの自治体の件も調べて、例えば岐阜市なんて いうのは一切なくしちゃったというんですが、私は、今の時代は何でもボランティアでやるの がいいとは思っていませんので、ゼロにしろという観点ではございません。そういうことでは ないんですが、お金が見える形、そういうふうにするべきだと。これ決算報告には出てきます けれど、自治会の会計報告にはほとんどのところが出ていないんじゃないでしょうか。例えば、 出してくださいと市で依頼するのも一つだと思うんですね。市民にお金の流れが見えるように するということです、観点は。この点についてどう思われますでしょうか。そうやって、いろ いろでよろしいんでしょうか。

議長(小川勝範君) 新田総務部長。

総務部長(新田年一君) まず、訂正というか、確認をさせていただきますが、自治会長さんの個人にお支払いしているというのは報償費、広報配布手数料は、団体の方にお支払いをしております。それから、先ほどの一番のポイントのところですが、市としましては、当然公金を扱っておりますので、一度そのあたりをどういう形、現在では個人の所得、言い方がちょっと適当ではないんですが、所得扱いになっておりまして、これを役職としてもらっていただいている所得ではありますけれど、その部分もちょっと検討する余地があるかなと思いますので、少し検討時間をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 熊谷祐子君。

3番(熊谷祐子君) 同じ答弁を何年前でしょうか、3年、4年、5年ぐらい前でしょうか、 広瀬幸四郎さんが担当のときにもお聞きいたしました。検討しなきゃならんでと、あれから4 年が5年たっていると思いますが、ぜひ新年度予算に向けて御検討をいただきたいと思います。 以上です。

議長(小川勝範君) 議事の都合によりまして、暫時休憩します。

議長(小川勝範君) 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第7、議案第48号について、質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

議長(小川勝範君) 4番 西岡一成君。

4番(西岡一成君) 改革の西岡一成でございます。

二、三点について、執行部にお聞きをしたいと思います。

まず第1点目は、情報公開についてであります。20ページ、事業報告書を見ていただきたい と思います。

それで、情報公開の状況というのが出ております。それを見ますと、全体で請求件数は合計 17、その内訳が、全部公開が9件、部分公開7件、非公開1件ということで、全部公開は大体 半分なわけですね。なぜそういうことを申し上げるかと申しますと、堀市長のマニフェストで、情報公開の徹底ということが言われております。また、一般質問の中でも関連をしてお聞きを したいと思いますけれども、この20年度の結果について、不服申し立て件数1件もございます けれども、その内容ですね。部分公開、あるいは非公開とした根拠、それが情報公開条例の第何条の第何号に当たるのか。その解釈はどういうことだったから部分公開になった。あるいは 非公開になった。このことをちょっと総括的にお聞きをしておきたいと思います。

あとの点については自席の方で行いたいと思いますので、議長にはよろしく取り計らいをい ただきたいと思います。

議長(小川勝範君) 新田総務部長。

総務部長(新田年一君) 20年度におきます情報公開の内容ですが、17件のうち部分公開7件、非公開が1件と、そのうち不服申し立てが1件という件につきましては、資料提供、請求があった時点で総合窓口が総務課になっておりますが、文書が存在しないという結論に至りまして、その時点で非公開と。存在しない文書ということで非公開ということを回答させていただいたという内容でございますが、書類の保管等で、そうした文書の存在が十分把握できておりませんでして、請求者には大変申しわけないことでありましたけれど、この分につきましては、その後、十分探しましたところ公文書として残っておったということで、不服申し立てをいただいた後に全部公開をさせていただいたという内容でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 4番 西岡一成君。

4番(西岡一成君) 今答弁いただきましたけれども、それはその1件の問題ですか。あとの 事例についても、そして、どういう事案であったのかということについて、ちょっとお聞きを しておきたいと思います。

議長(小川勝範君) 新田総務部長。

総務部長(新田年一君) 非公開の件数1件につきましては、市長の出張の内容についての照会といいますか、情報の公開ということでございまして、市長が出張した際の、どうした会議に出席したか、あるいは旅費をどうしたかというような内容の公開請求でありましたので、これが後ほど、そうした公文書が残っておったということで、請求者に御回答をさせていただきました。

部分公開につきましては、ちょっと手元にすべて7件ともありませんが、個人情報に関する 部分について非公開ということで、部分公開にさせていただいたということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 4番 西岡一成君。

4番(西岡一成君) その決定をする場合に、部分公開、あるいは非公開ということで行われておるわけですけれども、その場合に、基本的には公開をしないというためには、それぞれの条例がありますよね。例えば、瑞穂市の情報公開条例でいきますと、第7条の3項で、例えば法人、その他の団体に関する情報、または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるものということで、アで、公にすることにより、当該法人とまた当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものと、こういう規定があります。それで問題になるのは、それをどう解釈をするかということで具体的な決定をするわけですけれども、その場合、問題は他の自治体では同様の問題について、どういうふうな条例、同じような似た条例があるわけですけれども、その条例をどう解釈して、運用をしているか。これが一つですね。

そして二つ目には、じゃあ、過去において、同種の事例で判例等の出ているものはどうなのかと。こういうふうな、要するに慎重な対応というものがなされるべきだというふうに私は思うわけですけれども、決定をする場合に、そういうふうな努力はされているのかどうか。そういうことをされてこの結果になっているのかどうか。

今度は一般質問でもう少し詰めていきますから、具体的に。だから、今総括的ですので、今 の質問にお答えをいただきたいというふうに思います。

議長(小川勝範君) 新田総務部長。

総務部長(新田年一君) 情報公開につきましては、公文書については、原則すべて公開という精神で行っておるんですけれど、先ほどの事例にありますような個人情報について、あるいは法人等の情報につきましては、内容によっては審査会を開いて、公開、非公開の決定をしていただいているというのが現状でございます。職員につきましても、県、あるいは県の各研修所等のそうした情報公開に関する担当者の会議にも出席をして、新しい情報公開の取り扱いの

動き、あるいは他市町村等のそうした条例解釈上の研修に努めているというようなつもりでは おりますが、今後、十分そうした取り扱いに関する研修についても深めていきたいというふう に思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 4番 西岡一成君。

4番(西岡一成君) 今、研究に努めているということでお話がありましたけれども、本当に研究に努めているかどうか。また、別途具体的に例を取り上げてお聞きをいたしますので、よるしくお願いをしたいというふうに思います。

あと、簡単にちょっと申し上げますけれども、労働費の関係で、50ページですけれども、要 するに勤労者生活住宅資金預託金で、融資状況ということがありますが、これを見ますと、融 資実績がゼロ件、こういう状況なんですが、これだけ不況で、私も失業して仕事を探したいと いう人と一緒に職安に通う人たちが5人ぐらい、今までおります、この間。そういう人たちは お金がとにかく借りられないかということで、いろいろ困っておられるわけですけれども、そ れでは瑞穂市の勤労者生活資金融資要綱という中で、ちょっときょう打ち出してみたら、一つ 変わったのかなあと思ったのがあるんですけれども、要するに融資対象者はどういう人かとい うことで、一つは、住民基本台帳法の規定により、市の住民基本台帳、または外国人登録原票 に1年以上記録され、または記載されている満20歳以上の者で、同一事業所に1年以上勤務し ている者とか、こういう規定が今ある。そうすると、失業している人の場合は、1年以上を勤 務しているという要件には当然にして当たらないわけなんですね。そうすると、要するに第1 条にも書いてあるように、勤労者に対する生活資金の円滑化を図り、もって勤労者の生活安定 に寄与することを目的とするという、この目的を具体的に実行することはできないですね、現 状の問題として。ですから、ゼロ件ということをどう受けとめているか、その要件はどこにあ るかとも関連をするんだけれども、私の少ない経験の中でも、じゃあ、要綱を出して話をしま しょうということになってくると、ここでぶつかっちゃう。

あとは、一つあったような気がするのは、市税の滞納ですね。これが要件にあったような気がするんですよ。というのは、住民相談の中でいろいろ調べていたら、市税の滞納がないか。実際、国保税こんだけたまっています。大体そうなんですよ、国保税もたまっておる、税金ももちろん払っていない、本当ににっちもさっちもいかないような状況で、その中の1人なんかは、逆に社協から5,000円借りたんですよ。社協で5,000円貸してくれたんです。だから、そういうことをしてでも、とにかく仕事を探すのに必死になっても探せない。で、この要件がある。だから、そうなってくると、そのほかにも融資の条件のところで、保証人で、労働団体等に属さない借り受けについては連帯保証人を1人以上必要とする。その1人、僕はそんな人に、1人も2人も3人も4人も5人もなれないですよ、実際問題。そういう個人的対応ではとてもじ

ゃないけど追っつかないです。ですから、要するにこういう失業者なんかの場合、あるいはサラ金でお金を借りて、にっちもさっちもいかない、何とか生活のお金は欲しいという場合、そういう人はいろんな要件をクリアするのは難しいという状況なんです、実情は。本当に、自分自身の個人的な対応に限界を感じながらも、かといって、現実の生活を破綻させてはいかん。それを支えなきゃいけないということになると、何とか努力をするために職安に一緒にかかって、3時間、4時間待って、それから紹介状をもらって、一緒に車で乗せて送っていくというようなことを日々やっておるんです。ですから、そういう人たちが、この不況下の中で、瑞穂市でどれだけいるのかということが具体的にはわかりませんけれども、ただ私のところに相談に来られる、そういう5人ぐらいの方については、この要件というものがクリアできないですよ、実際問題。ですから、このゼロ件という状況をどう考えるかということとあわせて、この要件の緩和ということについて、善処する気持ちがあるのかないのか。これをぜひやっていただきたいと思う。その点いかがですか。

議長(小川勝範君) 福冨都市整備部長。

都市整備部長(福富保文君) ただいまの西岡議員の御質問でございますが、瑞穂市勤労者生活資金融資要綱というものがございます。御指摘のように、50ページの方に書いてございますが、融資件数につきましては、生活安定資金、それから住宅資金の方も両方ゼロでございます。これは、一つはPR不足があるのではないかなというふうに思っております。それと、今の要綱の関係ですが、融資対象者が勤労者になっております。失業者については、この要綱の中では多分対応ができない。書いてあるとおりでございますので、融資対象者、それから融資の条件についても団体に加入していないと、あとは御指摘のように、保証人を1名以上出すというふうになってございます。これは市独自の制度ではございません。東海労金を含めて運用については協議をしていくということになってございますので、この辺については、失業者対策についてはなかなか難しいところがあるかと思いますが、一度、可能かどうかということについては、東海労金とも相談をしたいと思っております。ただ、うち独自の制度でございませんので、難しい問題があるかと思っております。以上で答弁とさせていただきます。一度、検討だけはしてみます。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 4番 西岡一成君。

4番(西岡一成君) PR不足ということも確かにあろうかと思うんですね。しかし、それは今まで幸信市長の時代から何回も言ってきておるわけですから、先ほどの熊谷議員の話じゃありませんけれども、何年も同じようなことをやっているということは、やっぱり腰が机に深く座り過ぎていると思うんですよ。本当に私のところへそうやって相談に来られる方は、そんな状況じゃないですよ。目がうつろですよ、本当に。目先のことばっかり考えておって、将来の

設計をどうするかなんてことは全然ない。今すぐのことをどうするかということで、本当に落ちつかない、いらいらしておるような、そういう状況の人の生活を、同じ住民としてどういうふうに協力をして、再建を図っていくのかという、大変具体的な問題、現実的の問題なんですね。ですから、単に検討するというような程度の、もちろん検討しなきゃできないんですが、腰を落ちつけた検討ということではなくて、先ほど言った1年以上だとかいうような要件、1人連帯保証人をつけるんだとかいう条件、あるいは別の形で、契約書の中でいろんなその人の個別具体的な事情に応じた中身というのができるわけですよ、実際問題。ですから、要綱の1年状況だというものをなくしていくこととあわせて、契約の中でもその人の能力の中で、精いっぱい仕事を探して、そしてやっと見つけた仕事で、中途から入って3万円入ったら、その中の5,000円でも返済をしていくということを確認する、そういうことがあるならば、やっぱり支えていくという姿勢というものが私は必要ではないかというふうに思うんですね。

ですから、繰り返しますけれども、一般的な検討ではなくて、今の1年状況だとか、1名の連帯保証人を絶対つけないかんだとか、そういうことについての見直しについてぜひ検討していただきたいと思うんですけれども、その点はいかがですか。具体的に言っておきますが。 議長(小川勝範君) 福冨都市整備部長。

都市整備部長(福冨保文君) 御指摘がありましたとおり、この要綱につきましては市と労働 金庫の方で協議して定めるということになっておりますので、その方向で検討したいと思いま す。できるものについては対応したいと思います。よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 4番 西岡一成君。

4番(西岡一成君) 労働金庫との関係とあわせて、市独自でそういうことをサポートする、 そういう具体的な態度と方針が必要だということを申し上げておるわけですから、しっかりと 受けとめていただきたいと思います。

次に、66ページの学校教育総務費等に関連いたしますけれども、教育委員会、割愛職員の実態、これどういうふうになっているか、ちょっとお聞きをしたいと思います。割愛職員の実態ですね。ちょっと教えてください。

議長(小川勝範君) 横山教育長。

教育長(横山博信君) 割愛職員ですが、現在、主幹、それから課長補佐が3名、学校教育課ですけれども、おります。昨年度までは、主幹のほかに2名の課長補佐でしたが、今年度から特別教育の支援を担当するものを1名ふやしていただきましたので、現在、学校教育課に割愛は4名おります。生涯学習課の方で2名の割愛がおります。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 4番 西岡一成君。

4番(西岡一成君) この4名の方は、どこから瑞穂市の方に来られておるんですか。

議長(小川勝範君) 横山教育長。

教育長(横山博信君) どこからといいますと、住所ということでしょうか。その前の勤務校 ということでしょうか。

現在の主幹ですけれども、瑞穂市の穂積中におった者が教頭で関の緑ヶ丘中学校に出ました。 その教頭の職の者が主幹で戻ってきております。それから、割愛の課長補佐の3名ですが、巣 南中から1名、それから穂積中から1名、穂積小から1名、3名、前任校はそれぞれ市内の 小・中学校です。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 4番 西岡一成君。

4番(西岡一成君) 今具体的な割愛職員の内容が報告をされました。穂中の教頭から緑ヶ丘中に行って、それから戻ってこられた主幹が1名と、あとは課長補佐の3名は、それぞれ市内の中学校、巣南中1名、穂中1名、それから穂小の1名ということで配置をされておるということなんですが、具体的には、この割愛職員の実際の勤続の年数というんですか、今までも含めて、これは過渡的なのか。過渡的というのは、ここでずうっと採用されてあるのか、あるいはどこかへ行く途中で、腰かけで、だけれども、お金については瑞穂市が出して、過渡的な措置でやっているのかどうか。その方向性というのはどうするのか。

議長(小川勝範君) 横山教育長。

教育長(横山博信君) 私は、市の教育委員会にふさわしい人間というのは、現場をよく知っているということと、それから、今後現場で生きていく、そういう人材こそが割愛として重要であると思っておりますので、割愛というのは、県から割愛をして瑞穂市の方で今勤めているということで、年数は5年を最大とするということですので、多くは2年、3年でまた現場に戻るということになります。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 4番 西岡一成君。

4番(西岡一成君) 今の最後の答弁に係るわけですけれども、結局、2年、3年で現場に戻ったり、特に県から来られて、4年ぐらいおられて、あるいはもっと短い期間でどこかの校長にかわっていくとか、そういうようなあり方でいいのかどうか。本当に瑞穂市の教育を担う人として、ずうっと瑞穂市で子供たちのために頑張っていただく。もちろん、さっき言った具体的な、市内の中学校から来て市内に行くという場合もありましょうから、全部が全部そういうことではないかと思いますけれども、ただ、今までの事例を見ていると、割愛職員というのは、結局給料だけ瑞穂市で持って、どこかの校長にかわっていくまでの腰かけ程度というふうに外からは見えると、そういう面で。だから、そういうことがあるんであってはいかがなものかと

いう趣旨で今お尋ねをしておるわけなんですけれども、その点、基本的な考え方をお伺いして おきたいと思います。

議長(小川勝範君) 横山教育長。

教育長(横山博信君) 私が瑞穂市の教育委員会に参って、人事を務めさせてもらって、今3年目になっておるんですが、学教の課長のときに教育長が不在でしたので、3年前もその人事をやらせていただきました。そこのあたりから、ともかく現場に実績のある者で、それから今後も瑞穂市に戻ってこれる人材をということで人選をしております。以上です。

議長(小川勝範君) ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第49号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第8、議案第49号平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

議長(小川勝範君) 11番 土田裕君。

11番(土田 裕君) 議席番号11番、土田裕です。

私は、議案第49号平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について 質疑をさせていただきます。

80ページに記載されているように、今の所得に応じてとか、並びに資産に応じて、均等割、 平等割というような4点方式を今とっていて、19年度には合計で9万4,368円、調定額という ふうになっているが、これが20年度には少し改善されまして6万9,008円というふうになりま した。しかし、今の状況を考えますと、大変厳しい状況の中で生活をされて、払いたくても払 えない国保税の滞納がふえてきておる。そういうような瑞穂市の現状等を考えますと、今のこ とをどう考えるかというような、会計も厳しい状況の中で、どのように瑞穂市は考えなければ いけないか、大きな分岐点になっていくのじゃないかと思っています。

そこで、1番目に質疑したいのは、資格証明書の発行世帯、それと短期被保険者証の発行数等お知らせいただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

議長(小川勝範君) 伊藤市民部長。

市民部長兼巣南庁舎管理部長(伊藤脩祠君) それでは、土田議員御質問の短期被保険者証の

発行数と、資格書の交付状況について報告させていただきますが、短期証につきましては996世帯、加入世帯の14.5%を占めております。それと、資格書の方でございますが、これにつきましては全体の3%に当たりますが、私どもちょっと調査してみましたところ、資格書の交付につきましては、平成20年11月1日付で交付させていただいておりますが、この基準につきましては、先生御存じのとおりでございますけれども、税の徴収に向けてたび重なる納税相談にも全く応じずに面接もできない、ここ数年間納付履歴もないということで、やむを得ず相互扶助の観点から判断して資格書の交付ということにしておりますが、今現在、昨年の11月からの経過でいきますと、転出とか出国等、資格喪失の方が36世帯ございました。それと、職員の努力に伴って、37世帯が接触なり交渉ができて、短期証に切りかえてきております。現時点では138世帯、全体の2%となっておりますので、よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長(小川勝範君) 土田裕君。

11番(土田 裕君) 厚生の方でもまた質問したいと思いますけど、実は、この世帯等々の質問というか、相談をもらいました。大変なる厳しい状況の中で、今138世帯ということで厳しい世帯がまだまだ見えるということで、大変遺憾な思いでございます。ちなみに、19年度は168世帯と若干改善されているような状況でございますが、やはり部長が答弁されたような、窓口でどのように防ぐか、そのような温情ある体制をとっていただきたい。そのようなことを私も思っている次第でございます。また細かいことは厚生の方で質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。ありがとうございました。

議長(小川勝範君) ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第50号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第9、議案第50号平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳 入歳出決算の認定についてを議題にします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第51号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第10、議案第51号平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出 決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第52号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第11、議案第52号平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出 決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第53号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第12、議案第53号平成20年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第54号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第13、議案第54号平成20年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第55号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第14、議案第55号平成20年度瑞穂市下水道(コミュニティ・プラント)事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第56号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第15、議案第56号平成20年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について で議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第57号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第16、議案第57号平成21年度瑞穂市一般会計補正予算(第4号)を 議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 4番 西岡一成君。

4番(西岡一成君) 改革の西岡一成でございます。

まず1点目は、これも一般質問の中で申し上げたことでもありますけれども、12ページにわたって、保育士の賃金、あるいは報酬、委託料等が書かれております。学習会の中でお聞きをしたところによりますと、正規の保育士が84名、嘱託保育士6名、日々雇用の臨時保育士62名、派遣の保育士3名ということで、合計155名ということでありますけれども、要するに保育現場にこういう四つの種類の保育士がおられる。それぞれの労働時間だとか、あるいは賃金、報

酬等々の内容、ボーナスの問題、それぞれの間に随分格差があると思うんですね。例えば、私の妻も岐阜の保育所で嘱託保育士をやっておりますけれども、その前は臨時保育士をやっておりました。臨時の保育士の場合は半年契約で、半年終わると退職金ということで1ヵ月出る。嘱託になると、今度は1年の契約になる。それで退職金はないとか、一体中身はどうなっておるんだというような状態ですね。休憩時間でも、臨時と正職員は、給食の時間を含めて45分。ところが、嘱託員の場合は、給食の時間を含めて1時間とか、身分によってそれぞれ違うんですよ。ですから、こんなことをいつも聞いておるんですけれども、一体どうなっておるんだと。岐阜の市労連、労働組合は何をやっておるんだと、一体。ちょっと嫁さんを怒ってもしようがないんですけど、言っておるんですけれども、我が瑞穂市においてもこういう状況を見るにつけ、とても人ごととは思えない、こういうふうに思うんです。ですから、ちょっとそこら辺のそれぞれ勤務時間を含めた、ボーナスがあるとかないとか、年休があるとかないとかという中身について、それぞれもう一回明らかにしていただきたいと思います。

あとは自席の方で質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 議長(小川勝範君) 石川福祉部長。

福祉部長(石川秀夫君) 保育士の関係でございます。

今、議員も言われましたとおり、現在正職員が84、日々雇用が63、嘱託が6、派遣が3という状況でございます。155名で運営をしているところでございます。基本的には、各クラスございますが、各クラスにつきましては正規職員で対応させていただいておりますし、また、未満児につきましては、最低基準の半数以上ということで、今現在実施をさせていただいております。当然、未就園児の児童とか、そういうのもいますが、そういう方につきましては、嘱託とか補助職員で対応させていただいているのが現状でございます。

それと、あと金額の方でございますが、嘱託の方は、時間としては9時から16時、日々雇用につきましては1日8時半から5時15分までということで、今は対処をさせていただいております。派遣につきましても、1時間単位で今のところ契約をさせていただきまして、対処しているのが現状でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 西岡一成君。

4番(西岡一成君) 要するに、具体的に申し上げたいことは、労働条件で統一できるところは統一できるようにやっていただきたい。やっぱり同じ職場の中で、同じ保育労働、同じ精神的に疲れて、肉体的に疲れて、時間の長短は多少あるけれども頑張っているわけですから。そして、ボーナスなんかの問題については、これは本当に出すようにすべきだと思います。17万やそこらで手取りにして14万ぐらいのお金で働いて、そして6月なり12月なり、今までの買いたかったもの、あるいは足らなくなったもの、そういうものを何とか補助する。ボーナスなん

ていうのは、足らないやつの穴埋め分ですよ、実際問題は、多くの庶民にとっては。まして、そういう非正規雇用の労働者にとってみれば全くそうだと思う。ですから、やはり公の職場であればあるほど、そういう働く人たちの生活を支えていく。6月と12月にいきなり何十万とか大きな金額じゃなくても、ささやかでも御苦労さんということで一時金を出していく、そういうことは行政としてやるべきことじゃないかと思うんですよ。そういうことを私は申し上げたい。ですから、来年度の予算編成においては、この非正規雇用の人たちの労働条件について具体的に改善できるように、ぜひ対処をしていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

議長(小川勝範君) 奥田企画部長。

企画部長(奥田尚道君) 今の西岡議員に御質問でございますが、先般、議員からは、いわゆ る同一労働、同一賃金ということで一般質問をいただきまして、その際にもお答えをした経緯 がございます。そういったことについての認識は持っておるわけでございまして、岐阜県内自 治体の臨時、非常勤等職員の実態調査結果というようなことで、自治労の岐阜県本部からも文 書をいただいておるところでございまして、県下の実態等を見てみますと、瑞穂市は特段飛び 抜けた状況ではないという認識を持っておるわけでございますが、現実的には、先ほど石川部 長が答弁させていただきましたような実態が保育所にはあるということでございます。そうい ったことで、21年度から多少なりとも改善をするという意味合いを込めまして、従前時間単価 970円であった賃金を1,000円に上げまして、なおかつ加算ということで、いわゆる通勤手当相 当分の賃金の上乗せ、それから経験加算ということで、1年について10円ずつアップするよう な制度を設けております。それから、万が一非常勤の補助職員がクラス担任を持つような場合 については、クラス手当ということで1万円の加算もしておるということで、そういったこと で改善をしてきたところですが、十分でないという御意見もあるわけでございまして、他市と の関連性の中で検討を加えていく要素は持っておるわけでございまして、これは毎年、最低賃 金の改定等もあるみたいなお話を聞いておりますので、そういったもの等にらみながら、毎年 毎年これでいいのかという視点を持って予算編成に臨むべきとは考えておるところでございま す。

あと、保育所のみならず、ほかにも図書館とか、給食センター等、そういった補助職員もおるわけでございますが、そういった方についても、21年度の段階で手当てできるものについては手当てしておりますが、今問題になっております図書館の図書司書の資格を持った方に対して、ちょっと安いのではないかというような意見も伺っているところでございまして、そういった面についても、今後の予算編成の中で妥当性を見出しながら検討はしてまいりたいというふうに考えておるところでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長(小川勝範君) 西岡一成君。

4番(西岡一成君) 今、奥田部長が答弁されたように、時間給の問題とか、通勤手当相当分、それから経験加算、担任手当とか、こういうことについて努力をされてきておると思うんですね。ただ問題は、ほかの自治体に比べて特段飛び抜けて悪いということじゃないということを言われますけれども、要するに保育士のみならず、役所に働く非正規雇用の労働者の待遇自体が大変悪い。横と見て一緒という問題じゃなくて、両方とも底の底の方で苦しんでおるということが現実ですから、給食センターの職員の問題等も含めて、非正規雇用の労働者が少しでも生活が楽になるように、一時金等々について、そういう問題意識を持ってぜひ予算編成をしていただきたい。額は予算の範囲内で特別高いという無理を逆にできなければ、そういう気持ちとして、一時金をきちっと支給をするというふうに努力をしていただきたいということを申し上げておきます。

次に、学校建設費で、17ページで、中学校費の工事請負費の7億4,498万5,000円の減額に関連をして、再度お聞きをしておきたいと思うんです。これは、今後の問題にもかかわる問題ですから、まず、8月10日の臨時議会でも質問しておりますけれども、要するに、穂中については予定価格が消費税込みで15億2,250万円で、設計金額が17億4,041万8,600円ということでありまして、大日本土木が9億8,700万円で消費税抜きで落札をしております。この落札率を消費税込みで見ますと10億3,635万円ということで68.07%、これ間違っていたら訂正をお願いいたしますけれども、私の計算によりますと、落札率は68.07%ですね。設計金額に対する比率も見てみますと59.55%ということで、今までの例から見ますと極めて低い数字になっておるわけなんです。というのは、会派の勉強会の中で、副市長は、7月31日に設計事務所と大日本土木を呼んで聴取をしたけれども、大日本土木は赤字になることはないと言われたということなんですね。こういうほかの業者と比較をすると、いわゆる4億円から7億円もの価格差があるわけなんですけれども、落札価格、赤字は出ないということについて、副市長、どういうふうに受けとめていますか。もう一回答弁してください。

議長(小川勝範君) 豊田副市長。

副市長(豊田正利君) 価格につきましてですが、聞き取り調査をしたときに赤字にならないと断言した言葉はございません。ただ、赤字にならないように努力するというような話はあったかと思いますが、断言したことはございませんが、今金額のところについて68.07とか、59.55という数字でございますが、私ども今の数字は持っておりませんので、ちょっとここでは訂正云々というような話はできませんが、価格的にはできるというようなお話を総合的に聞いております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 西岡一成君。

4番(西岡一成君) 私はちょっと耳が悪いもんで聞き間違えているかもしれませんけれども、 赤字になることはないというふうに副市長は言われたように受けとめておるんです。まあ、そ ういうことは断言していませんと言われたけれども、一番最後の答弁で、今は価格的にはでき るということは、内容において赤字ではないということにもなるわけですから、副市長の答弁 というのは、やはり結論的に言えば、私の聞き間違いでもないような気もするということだと いうことなんです。

問題は、大日本土木が落札率が68.07%で、要するに価格的にはできるということであるならば、この間の工事で、68.07以上の高い落札率で90%とか94%という工事があったら、その工事はみんなもうけ過ぎということになるんじゃないですか。それはどうですか。

議長(小川勝範君) 豊田副市長。

副市長(豊田正利君) この金額につきましては、御承知のように、今現在、デフレ状況でございます。新聞紙上にもございましたように、7月については、新聞紙上では2.2%の下落をしておるということでございます。それぞれのその時点における価格の積算というふうに思います。そういった意味で、どの時点をとらえてこれがもうけがあるのかというような話も出てくるかというふうに思います。今回のものにつきましては、業者がそのように提示しておりますので、その分が損をしているとか、もうけておるとかという中の中身までは、私は承知しておらない状況でございます。それぞれの仕入れとか、それぞれのやり方とか、仕事の云々というノウハウもそれぞれの企業がお持ちかというふうに思います。あながちこの企業がここでこれというような比較というのはなかなか難しい面もあろうかというふうには理解しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 西岡一成君。

4番(西岡一成君) 答弁いただきましたけど、副市長の答弁はいつも答弁のようで答弁になっていない、はっきり言って。聞こえない耳でもよく聞いておると、何を言っておるんやと、何が言いたいんやというようなところが多々ある。もっと単刀直入にきちっと答弁をしていただかなきゃいけないんですが、要するに、この間の個別の事業の中でも、それは個別にどういう事情があるかということについて、僕はもう一回洗い直しをしなきゃいけないと思います。それはどういうことかというと、具体的に提案をすれば、やはり第三者機関、いわゆる入札監視委員会をつくって、具体的にさかのぼって個別の事業について再チェックをする。こういう場が絶対必要だと思う。特に今回のようなことがあった場合において、別に赤字にならないと。価格的に何とかできるというのであれば、今までのやつは何だったんだということにだれが考えたってなるわけですから、そういう意味では、入札監視のための第三者機関を設置してはど

うですかということを、まずちょっと時間がなくなってくるんで提案をしておきたいと思いますけど、どうですか。

議長(小川勝範君) 市長 堀孝正君。

市長(堀 孝正君) 穂積中学校の請負の件で御質問いただいておるところでございます。

御質問のように、私もびっくりするような価格でございまして、聞き取り調査もやったところでございます。先ほど副市長の方からお答えをさせていただきましたとおりでございます。実は、請け負った大日本土木におきましては、ここだけの工事ではございません。今幾つかの工事を受けておりまして、やはり他の請負の工事とプールしながら、この入札を考えたんではないかと、私の推測でございます。だから、ここで本当にいっぱいでも、やはり会社でございますので、プールしておるんじゃないかと、そういうところでございますので、私は、市としては、本当に安価で請け負っていただいてありがたいなあと、このように思って、まだまだ瑞穂市におきましては他の事業が山積しております。本当にそういう点ではありがたいなと思っておるところでございます。これは、あくまでも会社が、やっぱり大きな事業でございますので、他の事業とあわせまして、よその請負のものもプールして応札をしたんではないか、このように推察をしております。そんなようなところでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 西岡一成君。

4番(西岡一成君) 私の質問に直接答えていただきたかった。この例だけではなくて、今後の問題として、県にでもあると思うんですよ。多くの自治体で設けられていると思いますけれども、今回のような問題も含めて、第三者機関で、いわゆる入札の経緯について再チェックをする、こういう機関が必要ではないですかと聞いておるんです。これは別に設けても何も問題はないと思います。むしろ、住民に対する説明責任がより実効的に担保できる制度だと思うんです。その点を、ぜひ堀市長に。

議長(小川勝範君) 市長 堀孝正君。

市長(堀 孝正君) その点につきましては、十分前向きに検討してまいりたいと、このよう に思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 西岡一成君。

4番(西岡一成君) 十分前向きにという、十分で強調していただきましたけれども、そういう答弁すればいいというものじゃないですよね。だから、じゃあいつまでに、自分でマニフェストで、いつまでにやりますというようなことで、具体的時期までいっぱい明記しておるわけですから、それは同じことで聞くんだったら、だから、いつまでのめどにそういうことをやり

ますということを言っていただきたい。時間ないですから、続けて言いながら、後で答弁して ください。

8月10日の臨時議会で、執行部の方で、副市長だったですか、熊谷議員の質問に対しての答 弁かもわかりませんが、積算内訳書が企業のノウハウ等が書いてあるから見せられないという ことを言われたんですけれども、先ほども情報公開の問題で言いましたけれども、アトランダ ムにインターネットを見ていて、例えば、佐賀県の情報公開についての希望ということで、い ろんな県民から意見を聞くわけですね。その中で、「入札後の情報公開が遅いように思います。 例えば、積算内訳書の公開など、申請しないと見られないのでは、情報公開ではないと思いま す。せめて契約後、1週間程度ではつづられている状態にしてもらいたいのです」という質問 があった。それに対して、県の回答はどういうふうに言っているかというと、いろいろあるん だけど、その中の3点目の県民の質問だったんですが、「積算内訳書などの公開の件ですが、 積算内訳書については、落札者決定後には速やかに公表することとしており、申請書などの提 出の必要はありません。御指摘のように、公開まで契約後1週間を経過したり、また申請書を 徴している現地機関があれば、深くおわび申し上げます」と、こう書いてある。これは、先ほ どの情報公開のときに言ったように、要するに同じような条文の解釈、他自治体の対応、さら には判例の動向等々を研究を重ねますなんてことを、先ほど新田部長が言ったけれども、現実 に、ちょろちょろっとインターネットを見るだけでもそういう情報を我々が入手できる時代な んですよ。腰を落ちつけて、口先でその場逃れの答弁をしたら済むような時代じゃないんです よ。ぼけっと座って、ちょこっとインターネットでやるだけで、それぐらいの情報はとれちゃ う。そうすると、恐らくここだけじゃなくて、その他のところでもこういうことは多くあると 思う。だから、こういう事例を申し上げないと、検討しますとか、何だかんだその場だけは過 ぎていっても、半年たっても1年たっても2年たっても具体的な改善、対応策というものが全 くない。こういう状態になるんです。やっぱり腰を上げて、いつでもどこへでも、右も左も前 でも後ろでも対応できるような姿勢があるかないか。堀市長のことですから、すぐ動けると思 うんですよ、できることは。お金のかからなくて、本当にそれがいいことだと思うことは、す ぐやらなきゃいかん。すぐやったら、それだけ成果も反省点も早く発見することができると思 うんです。ですから、そういう意味においても、この積算内訳書の公開についても、こんなも のは企業のノウハウが書いてあるから、積算内訳書は見せられないなんていうことを言ってお ることがマッチしているのかどうか。住民の信託にこたえることになるのかどうか。そのこと も一つお聞きをしたい。

ちょっと順序が違いますけれども、前の10日のときに、設計事務所に見てもらったら、価格 変動があるからいいんじゃないかと言われた。こういう答弁もしておるんですけれども、今回 の入札について。価格変動があるからいいんじゃないというんだったら、ほかの業者だってみ んな同じ条件ですよ、価格変動があった。これは、さっきの話に戻りますけど、それを承知の上で、物すごい高いものを出したんですから、これは。物すごい高い積算をしたのか。そんな不まじめなことだったら、そもそも入札に入れなくていい、そんなものは。つまり、行政側の基本的構えが問われていると思うんですよ。断固とした姿勢、そういうことがないと、業者のお伺いをするなんていう姿勢ではだめだと思う。ですから、そういう意味も含めて、あと具体的に申し上げれば、この前も言いましたけれども、そのほかのやつもずうっと見てみても、本当に零細の皆さんが大変えらい。それが労働者にも状況にも波及をしてくる。仕事なんかとれないというような状況のこともありますので、やはり最低制限価格及び低入札価格調査制度、こういうものについては、早急に検討をしていただきたいというふうに思います。

今、ちょっと質問で、1、2、3点ぐらいありましたが、それを具体的に答弁をしてください。

議長(小川勝範君) 市長 堀孝正君。

市長(堀 孝正君) 今いろんなことについて御指摘があったところでございます。今後の関係におきましては、できるだけ早急に前向きにいろんなことを検討してまいり、御期待に沿いたいと、このように思っております。以上で答弁とさせていただきます。

議長(小川勝範君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

なお、午後の再開は1時40分にいたします。

休憩 午後 0 時25分

再開 午後 1 時45分

議長(小川勝範君) 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第17 議案第58号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第17、議案第58号平成21年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正 予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第59号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第18、議案第59号平成21年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補 正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第60号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第19、議案第60号平成21年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算 (第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第61号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第20、議案第61号平成21年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算 (第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第62号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第21、議案第62号平成21年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算 (第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第63号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第22、議案第63号平成21年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正 予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第23 議案第64号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第23、議案第64号平成21年度瑞穂市下水道(コミュニティ・プラント)事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第65号について(質疑)

議長(小川勝範君) 日程第24、議案第65号平成21年度瑞穂市水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第43号から議案第65号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第25 議案第66号及び日程第26 議案第67号について(提案説明)

議長(小川勝範君) 日程第25、議案第66号和解及び損害賠償の額の決定について(牛牧小学校)と日程第26、議案第67号和解及び損害賠償の額の決定について(市道3-3-211号線)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長(堀 孝正君) 本定例会に、本日追加議案として御審議をお願い申し上げます議案第66 号和解及び損害賠償の額の決定について及び議案第67号和解及び損害賠償の額の決定について の議案2件について、その概要を申し上げたいと思います。

まず、議案第66号和解及び損害賠償の額の決定についてであります。

このことにつきましては、平成21年7月9日に牛牧小学校におきまして、給食運搬車にコンテナの積み込み作業中におけるコンテナの落下によりまして、駐車中の車両が破損し損害を与えたもので、相手方車両の修繕費及び代車借り上げ料として36万7,050円を支払うものでございます。

次に、議案第67号でございます。和解及び損害賠償の額の決定について。

これは、市道の3-3-211号線につきましては、平成21年8月17日、市役所東側道路の市道3-3-211号線で北進中の車両に市有のバリケードが倒れ損害を与えたもので、相手方車両の修繕費として10万8,815円を支払うものでございます。

以上、2件の事故につきましては、相手の方にはまことに申しわけなくおわびを申し上げる ところでございます。こうしたことがないよう、職員の注意喚起や管理に万全を期したいと存 じます。また、2件とも市が加入する総合賠償保険で全額補てんされるものであります。

以上、議会の議決をお願いするものでございますので、よろしくお願いを申し上げまして、 提案とさせていただきます。

議長(小川勝範君) これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 1 時53分

再開 午後2時13分

議長(小川勝範君) 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号と議案第67号は、会議規則第37条 第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(小川勝範君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案 第66号と議案第67号は委員会付託を省略することに決定をしました。 日程第25 議案第66号について(質疑・討論・採決)

議長(小川勝範君) これより議案第66号和解及び損害賠償の額の決定について(牛牧小学校)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[発言する者なし]

議長(小川勝範君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決は起立採決とあわせ、採決システムを使用し、賛成また は反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから議案第66号を採決します。

議案第66号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立〕

議長(小川勝範君) 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第67号について(質疑・討論・採決)

議長(小川勝範君) これより議案第67号和解及び損害賠償の額の決定について(市道3-3-211号線)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 4番 西岡一成君。

4番(西岡一成君) 改革の西岡一成であります。

まずお聞きをいたしますが、一つ目は、バリケードはどういう状態で置いていたのか、それが一つ。

二つ目は、どうしてそれが倒れたのか。いわゆる普通に置いておれば、自動車が通ったぐらいで倒れるというようなことは考えがたいわけです。倒れるためには、何らかの要因がある。 その置き方も大事な問題だと思うんですね。あとは、要するに歩道内のバリケードに車が逆に さわったというような事実はなかったんか。つまり、賠償するためには、事故の因果関係の立証、つまりこういうことがあったから倒れた。そして、そのことがあったから車に傷がついた。つまり因果関係がある、何でも。事件というのは、何でも因果関係が立証されなければ明らかにならない。だから、これだけでは因果関係が全く示されていない。信用するかしないかというそれだけの問題なんです。だから、我々はやはり具体的事実に基づいて、どんな事件でも立証する。因果関係のないものについては、それは事件にならない、はっきり言って。そういう観点からすると、この問題についても、全く因果関係の立証というものが具体的にされていない。そういう意味で、今言った点について、ちょっと具体的に答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長(小川勝範君) 新田総務部長。

総務部長(新田年一君) まず、現場の状況ですが、設置されておりましたバリケードにつきましては、東側にあります市道の西側といいますか、歩道上に設置をしておりました。写真は見ていただいておりませんが、通常の折り畳み式のトラさくのバリケードということで4本足がついたという内容のものですが、これを設置する際に、風圧に耐え得るようなおもしといいますか、足の部分におもしをつけていなかったというようなことも原因をしているかなあと思いますけれど、トラさくが風圧といいますか、風で車道の方に倒れたんだろうということです。

それから、現場検証の状況で、車の傷跡からも見て、車道に乗り上げてこの車両がトラさく にぶつかっていったというような状況でもないというような判断で現場検証も終わっておりま すので、今後もトラさくにつきましては撤去をして、こうした事故につながらないような方法 で駐車禁止の方策をとっていきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 西岡一成君。

4番(西岡一成君) 今の新田部長の答弁の中では、歩道内のバリケードに車から接触したと、向かっていったというようなことは現場検証からしてなかったであろうと、そういう話でした。それで、今答弁があったように、風圧に耐えられるようなおもしがなかったということは、いずれにおいても注意義務が足らなかった。やっぱり過失に係る問題だと思うんですね、そのこと自体は。本件が発生したかどうか。別の件で発生したかどうかにかかわらず、一般的な問題として、要するにトラさくの下におもしを置いておくという注意義務がなされてなかったと。その点において、やっぱり過失であると思うんです、一般論として。ただ問題は、風で倒れたのだろうということですけれども、その風が、じゃあおもしが置いていないトラさくを倒すに足るその風力があったというようなことについてはちゃんと立証されておるんですか、それは。議長(小川勝範君) 新田総務部長。

総務部長(新田年一君) 実際に車両を使って何キロで走った場合に倒れるというところの現

場検証といいますか、事故の復元というところまではしておりません。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 西岡一成君。

4番(西岡一成君) ということは、いずれにいたしましても、別に細かい話か大きい話かの問題ではなくて、やはり質の問題ですね。物の考え方。物を解決していく手順の問題、方法論の問題であえて言っておるんです。というのは、行政の執行について、一事が万事同じように当てはまるから。先ほど情報公開の問題も言いましたけれども、すべての問題に対して物を考える基準となるべき考え方が科学的でないとすると、やはりすべてそうなっちゃうんです。数字が細かいという点の話だけではないんですね。ですから、事故の因果関係の立証において、いささかちょっと欠けるところがある。状況的にはわかるにしても、科学的にはちょっとわからないということで、私はこの採決には棄権をさせていただきます。先に議長に言っておきます。

議長(小川勝範君) ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 9番 松野藤四郎君。

9番(松野藤四郎君) 議席番号9番、松野です。

議案第67号の件についてお尋ねをします。

このバリケードは、設置はいつごろからされていたのか。この日だけじゃないというふうに 思いますが、その時期、いつごろからやっていたか。バリケードは夜間になりますと暗くてわ かりません。ですから、そういったものについては、何か点滅灯、あるいは回転灯といいます か、そういったものを設置するのが必要があったんじゃないか。

それから、歩道に置いてあるということですから、逆に言ったら、歩行者に支障があるんじゃないかと。それから、駐車禁止のところだと思いますが、そこに勝手に置いたのか。駐車禁止というのは公安がいろいろ検討して決めていくわけですけれど、そういうところになぜそんなバリケードを置くのかと。せっかく駐車禁止の表示があるということですので、そこら辺の周知をすればいいことであって、置く必要性もなかったんではないかというふうに思いますが、どのような御見解かお聞きしたいと思います。以上です。

議長(小川勝範君) 新田総務部長。

総務部長(新田年一君) まず、バリケードを設置しております理由につきましては、特に東側の市道につきましては、イベント、集会等があるときには、総合センター、市民センター、あるいは庁舎の会議等でありますときは、皆さん御承知のように、車道に車がとめてあると、駐車してあるというのが現状です。それで、車のタイヤが乗り上げて、歩道側に駐車ができる状態の縁石になっておりますので、皆さん大勢の方が参集されるときに歩道が十分利用できな

い、歩けない、あるいは車道を通るしか通行ができないというような状況のときもございます。 したがいまして、いつから設置してあったかというはっきりした日にちは確認しておりません けれど、いずれにしても歩道を安全に通行していただくために、歩道上の駐車をできないよう な状態にしておったということですが、この方法につきましては、十分交通安全施設といいま すか、バリケードにかわるものを考えていって、こうした事故につながらないような方策をと っていきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長(小川勝範君) 松野藤四郎君。

9番(松野藤四郎君) いろいろイベント等を行うときに車が非常に多くとまっているということでございますが、これ夜にイベントってやっていませんよね。撤去しやいいんですよね。なぜ撤去しなかったということと、やはり役場の周辺の駐車場の関係ですね、これは抜本的に改革をしなければいけない。改善しないかん。これは、以前から議会の中でお話をしておるんですが、そこら辺の対策がなされていないと、これに尽きると思うんですが、どうでしょうか。議長(小川勝範君) 新田総務部長。

総務部長(新田年一君) 庁舎周辺の駐車場の確保につきましては、総合的に考えていく必要があるというふうに思いますし、絶対数が不足しておるというようなこともありまして、今回、今年度で庁舎周辺、あるいは南側の築山についても改修をして、少しでも駐車場の確保をしていきたいというふうに考えておりますので、そのほか、歩道上のバリケードにつきましては、夜間撤収をしていないという状態でして、今回の事故につながったんだろうというふうに反省しております。全体の歩道、あるいは駐車場の改修も含めて、できるだけ住民の方が利用していただけるような庁舎周辺にしていきたいというふうに思っております。

議長(小川勝範君) ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

- これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 討論なしと認めます。

- これで討論を終わります。
- これから議案第67号を採決します。

議案第67号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(小川勝範君) 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第67号は原案どおり可決されました。

散会の宣告

議長(小川勝範君) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 本日はこれで散会します。

散会 午後2時31分

-	7	0	-